# 若年及び子育て世帯向け住宅

若年及び子育て世帯向け住宅に申込みされる方は、通常の申込資格に加えて、令和８年１１月１２日時点において、次の①又は②のいずれかに当てはまることが必要です。
**※現在、広島市内の市営住宅や県営住宅に入居している方（同居予定者を含む）を含めた申し込みはできません。**

① 夫婦（内縁関係を含む）、パートナー※の満年齢の合計が８０歳未満の世帯、又は、親の満年齢が４０歳未満の母子・父子世帯
※「広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方、本市が協定を締結している自治体からの転入者で、継続使用の手続きをされた方をいいます。
② 同居予定者に１８歳未満のこどもがいる世帯

| 小家族及び単身者向け住宅<br>（単身又は２～３人向け）<br>（若年及び子育て世帯向け住宅） | 改良 |
|---|---|

※小家族（２人又は３人の家族）の方が申込できます。単身者の方は申込できません。
※「広島市市営住宅入居者募集案内」７ページに記載されている申込の要件に加えて、若年及び子育て世帯向け住宅の申込の要件が必要です。（この冊子の４ページにも当該申込要件を記載していますので必ずご確認ください。）
※備考欄の記載情報については、７ページをご確認ください。
※音声案内付きのエレベーターについては、「有」の後に「*」を表示しています。
（複数のエレベーターのうち、一部にしか音声案内が付いていない場合もございます。詳しくは各区建築課にお問い合わせください。）

| 所在区　住宅名<br>号館・号室 | 建設年度 | 構造<br>階建 | 階 | 専用面積（㎡） | EV | 間取り | 収入及び家賃 | | 裁量階層 | | 近傍同種家賃（参考） | 所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | （政令月収）<br>～104千円 | （政令月収）<br>～114千円 | （政令月収）<br>～123千円 | （政令月収）<br>～139千円 | | | |
| 中区　基町<br>第十八アパート４６２号 | 昭和 45 | 高層耐火<br>20階建 | 4 | 35.9 | 有<br>* | 2K(6和・4洋・4K) | 12,700円 | 14,600円 | 14,600円 | 16,700円 | 31,400円 | 広島市中区基町<br>１８－１－４６２ | 地域猫活動あり。 |

※ 当初家賃と近傍同種家賃との差額部分は国及び広島市が負担しています。